

大分県報

令和二年
第一三一号
八月十四日

（金曜日）

目次

救急病院等の認定	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更許可申請	一
道路区域の変更	五
道路の供用開始	五
中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催	五
挾間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催	五
湯布院都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会の開催	六
宇佐都市計画道路の変更	六
公安委員会告示	七
地域交通安全活動推進委員の委嘱	七
令和二年度職業訓練指導員試験の実施	七
競争入札参加者の資格に関する公示	九
一般競争入札の実施	一〇
落札者等の公示	一二

○告示

大分県告示第四百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和二年八月十四日

令和二年八月十四日

大分県報（告示）

一

救急病院 ・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院 井病院	サンライズ酒井病院	速見郡日出町三二五六番地一	令二・七・二二から 令五・七・二二まで

大分県告示第四百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年八月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
竹田市久住町大字久住六千四百二十六
有限会社津崎商事
取締役 宇戸田 祥 自
- 特定事業場の所在地及び名称
竹田市久住町大字久住六千四百二十六
有限会社津崎商事
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第十号 イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設及びへ 蒸留施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水又は廃液の処理方法、排出水の量及び排水の汚染状態
- 特定施設の使用の方法

大分県報（告示）

一

区 種 能	区 種 能	区 種 能	区 種 能	区 種 能	区 種 能	6 汚水等の処理の方法	の値		汚水等の		汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				
							りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度							項目	単位	単位	単位
							mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	/							単位	m ³ /日	単位	
既設	既設	既設	既設	既設	既設	ウイスキー蒸溜所排水処理設備	一	二	一七	四〇〇	九六〇	四・一	通常 の値	七〜八月 メンテナンスのため休業	七時間	九時〜一六時	既設	既設	既設			
同上	同上	同上	同上	同上	同上	ウイスキー蒸溜所排水処理設備	二	九・四	二五	六五〇	一、〇二五	三〜六	最大 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
同上	同上	同上	同上	同上	同上	ウイスキー蒸溜所排水処理設備	五〇〇	八〇〇	五〇〇	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四・一	通常 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
同上	同上	同上	同上	同上	同上	ウイスキー蒸溜所排水処理設備	六〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	三〜六	最大 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上			

等の汚水	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目		一日当たりの排出水量		排水口名	区分	7 排水水の量及び汚染状態の値	の汚染等の汚水の状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日		
				mg/l	mg/l	mg/l	mg/l				個/cm ³	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m ³ /日						単位	
				単位	m ³ /日	単位	単位				単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位						単位	
二・七	二・一	五・八〇八・六	通常値	一七〇	通常値	排水口一	変更前	同上	変更後	五	四〇	一	四〇〇	一、三三〇	一、六〇〇	三〇九	処理前	通常値	一〇	処理前	なし	二四時間	連続	既設	既設
四・四	三・五	五・八〇八・六	最大値	一七五	最大値					六	五〇	一	五〇〇	一、六六〇	二、〇〇〇	三〇九	処理前	最大値	一五	処理前	同上			同上	
二・九	二・二	五・八〇八・六	通常値	一七一	通常値					三〇	五〇	一	五〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇	三〇九	処理前	通常値	一一	処理前	同上			同上	
四・五	三・六	五・八〇八・六	最大値	一七六	最大値					四〇	七〇	一	六〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇	三〇九	処理前	最大値	一六	処理前					

令和二年八月十四日

大分県報（告示）

四

汚染 状態 の値	浮遊物 質量	大腸菌 群数	窒素 含有量	りん 含有量	mg/ℓ	mg/ℓ	個/cm ³	mg/ℓ
					四	六	四	六
		三、〇〇〇未 満	二・八	〇・二 四				
		三、〇〇〇	四・九	〇・四				
		三、〇〇〇未 満	二・八	〇・二 五				
		三、〇〇〇	五	〇・四 一				

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和二年八月十四日から同年九月四日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び竹田市役所

大分県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年八月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年八月十四日

大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
		前	後		
一般国道一 九七号	大分市大字大平字浦迫一〇〇三番三 から 大分市大字大平字浦迫九八六番四ま で	六二・二 ～ 三九・四	六〇・〇 ～ 三九・四	八七・〇	八七・〇

大分県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年八月十四日

大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道洪見成恒中津線	中津市三光原口字尾垣三九七番一から 中津市三光原口字柿田九〇四番三まで	令二・ 八・一四

大分県告示第四百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（中津都市計画区域マスタープラン）を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、中津市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年八月十四日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 都市計画の種類
中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（中津都市計画区域マスタープラン）
 - 二 都市計画を定める土地の区域
中津都市計画区域
（区域は、別図のとおり）
 - 三 公聴会の開催日時等
開催日時 令和二年九月十八日（金） 午後七時から
開催場所 中津市役所 三階大会議室
 - 四 閲覧期間
令和二年八月十七日（月）から
令和二年八月三十一日（月）まで
 - 五 公述申出期限
令和二年八月三十一日（月）まで
 - 六 都市計画の案の閲覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
中津市豊田町十四番地三 中津市企画観光部総合政策課まちづくり推進室
 - 七 公述申出書の配布及び受付場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
中津市豊田町十四番地三 中津市企画観光部総合政策課まちづくり推進室
- （「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分県告示第四百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、挾間都市計画区域

の整備、開発及び保全の方針(挾間都市計画区域マスタープラン)を変更するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、由布市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年八月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

挾間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(挾間都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

挾間都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年九月二十三日(水) 午後七時から

開催場所 はさま未来館 中研修室

四 閲覧期間

令和二年八月十七日(月)から

令和二年八月三十一日(月)まで

五 公述申出期限

令和二年八月三十一日(月)まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

由布市庄内町柿原三百二番地 由布市都市景観推進課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

由布市庄内町柿原三百二番地 由布市都市景観推進課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第四百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、湯布院都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(湯布院都市計画区域マスタープラン)を変更するに当

り、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則(昭和四十四年大分県規則第五十七号。以下「規則」という。)第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

規則第四条の規定により、由布市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県ホームページに登載する。

令和二年八月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

湯布院都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(湯布院都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画を定める土地の区域

湯布院都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 公聴会の開催日時等

開催日時 令和二年九月十五日(火) 午後七時から

開催場所 湯布院公民館 視聴覚室

四 閲覧期間

令和二年八月十七日(月)から

令和二年八月三十一日(月)まで

五 公述申出期限

令和二年八月三十一日(月)まで

六 都市計画の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

由布市庄内町柿原三百二番地 由布市都市景観推進課

七 公述申出書の配布及び受付場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

由布市庄内町柿原三百二番地 由布市都市景観推進課

(「別図」は、省略し、都市計画の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

大分県告示第四百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり宇佐都市計画道路を変更した。

令和二年八月十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 都市計画の種類

宇佐都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

名称

位

置

変更の概要

三・三・一
柳ヶ浦上拝田線

宇佐市大字江須賀字
末金

宇佐市大字上拝田字
カン子田

一部区域の変更

三・三・一五号
黒川松崎線

宇佐市大字順風新田
字黒川添

宇佐市大字松崎字鶴
野

一部幅員の変更
一部区域の変更
一部構造形式の変更
車線数の決定

三・四・一三号
長洲北字佐線

宇佐市大字長洲字外
野田

宇佐市大字北字佐字
五ヶ辻

一部区域の変更
車線数の決定

三・五・二〇号
江須賀線

宇佐市大字江須賀字
中村

宇佐市大字江須賀字
御神子山

一部区域の変更
車線数の決定

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

宇佐市大字上田千三十番地の一 宇佐市建設水道部都市計画課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第82号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。
令和二年8月14日

大分県公安委員会委員長 板井良助

氏名

連絡先

活動区域

恒松 恵典

別府市田の湯町13番13号 別府警察署

別府警察署の管轄区域

○公 告

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、次のとおり令和二年度職業訓練指導員試験を実施する。
令和二年八月十四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 試験区分

1 学科試験のうち、関連学科(系基礎学科及び専攻学科)及び指導方法について試験を行う免許職種
和裁科

2 学科試験のうち、指導方法のみについて試験を行う免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種(前記1の免許職種を除く。)

二 試験の科目

学 科 試 験 の 科 目

免許職種

実技試験の科目

系基礎学科

専攻学科

指導方法

関連学科

和裁科

1 裁縫知識
2 縫製法
3 安全衛生

1 和裁法
2 被服学

その他の免許職種

種

三 受験資格

試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第三十条第三項各号に掲げる者とする。

令和二年八月十四日

大分県報(告示・公安委告示・公告)

七

<p>四 試験の免除 学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及びその免除の範囲は、次のとおりとする。</p>	<p>免除を受けることができる者</p>	<p>業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>
<p>免除を受けることができる者</p>	<p>免除の範囲</p>	<p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>
<p>免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>
<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>	<p>職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）</p>	<p>五 試験の日時 令和二年十月二十七日（火曜日）午前十時から 六 試験の場所 大分市大字下宗方千三十五番地の一 大分職業訓練センター</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>七 受験申請手続 1 受付期間及び受付時間 (一) 受付期間 令和二年八月三十一日（月曜日）から同年九月十八日（金曜日）まで なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和二年九月十八日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。 (二) 受付時間 午前九時から午後五時まで</p>
<p>短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>	<p>2 受験申請書類 受験申請書、写真二枚（申請前六箇月以内に正面脱帽で撮影したものを受験申請書及び受験票に貼り付けること。）、受験資格を有する者であることを証する書面及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、「四 試験の免除」の表の上欄に掲げる者に該当することを証する書面</p>
<p>免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	

3 書類の提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇一）

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

4 受験手数料

次に掲げる額の手数を大分県収入証紙で納付すること。

学科試験 三千百円

八 受験票の送付

受験申請書の受付後、大分県商工観光労働部雇用労働政策課において審査の上、受験票を交付する。

九 合否判定の基準

1 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。

2 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合は、当該学科に限り合格とする。

十 合格者の発表

令和二年十一月十日（火曜日）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに、大分県のホームページに登録し、本人宛て書面で通知する。

十一 欠格者

次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

1 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

十二 その他

1 詳細については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課（電話〇九七―五〇六―三三三三〇）に問い合わせること。

2 受験申請後、住所、勤務先等に変更があった場合は、直ちに大分県商工観光労働部雇用労働政策課に連絡すること。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込ま

れるので次のとおり公示する。

令和二年八月十四日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

セントラルモニタ及びベッドサイドモニタ一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去を含む。）

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

令和二年八月十四日

大分県報（公告）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒八七〇―八五一― 大分市豊饒二丁目八番一号
電話 ○九七―五四六―七四四〇

3 申請の時期

令和二年八月十四日から同年九月二十四日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年8月14日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量
セントラルモニタ及びベッドサイドモニター式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去を含む。）

(2) 納入期限

令和2年12月31日（木）

(3) 納入場所

大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

(2) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して提出すること。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号
電話 097-546-7440

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和2年8月14日（金）から同年9月24日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

<p>(2) 申請書の提出先 上記2の(3)に同じ</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7440</p> <p>(2) 日時 令和2年8月14日(金)から同年9月24日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び日時 上記4に同じ</p> <p>6 競争入札参加条件</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p>	
<p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和2年9月25日(金)午前9時 ただし、郵送の場合は、同月24日(木)午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日 時 令和2年9月25日(金)午前9時</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>	

(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局の名称

上記2の(3)に記載する部局とする。

15 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Central Monitor and Patient Monitor
Quantity : 1 set
- (2) Delivery Deadline
December 31, 2020
- (3) Delivery Place
Oita Prefectural Hospital
- (4) Time limit for tender
9:00am, September 25, 2020
- (5) Contact office for contract
Supplies and Property Management Section
Accounting Management Division
Oita Prefectural Hospital
2-8-1 Bunyou, Oita City 870-8511
TEL 097-546-7440

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年八月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

事件対応・ネット用パソコン等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和二年六月五日

四 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社九州支店 支店長 阿部 泰 朋

福岡県福岡市博多区東比恵三丁目一番二号

五 落札金額

六十一万三千八百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年五月一日